

平取町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2026年度～2030年度



2026年4月

平取町

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画期間	2
3	対象範囲	2
4	対象となる温室効果ガス	2

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1	方針	3
2	目標	4
3	排出状況	5

第3章 取組内容

1	職員共通の取組	6
2	庁舎・施設管理等での取組	6
3	事務局の取組	9

第4章 計画の進行管理

1	推進体制	10
2	進行管理の仕組み	10

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加、蓄積し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、氷河などの融解による海面水位の上昇、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性の感染症の発生が増加するなど、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されており、世界全体で共通する環境問題です。

このような中、2015年（平成27年）にフランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃以内に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努力することを長期目標とした「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定では、温室効果ガス主要排出国のみならず、すべての国が自国の削減目標を5年ごとに見直し、引き上げることによって2℃目標を目指すよう各国に義務付けています。

我が国においては、パリ協定の採択を受け、2015年（平成27年）に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年（令和12年）における温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26%削減することを中期目標とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月に閣議決定されました。さらに、2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されています。また、2025年（令和7年）2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2035年度、2040年度に温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する目標も示され2050年ネット・ゼロ実現に向けた道筋を描いています。

この間、本町では2005年4月から2014年12月までISO14001環境マネジメントシステムに取り組み、重油・灯油で3.1%の削減を実現しています。

また、2015年7月には、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸に環境にやさしく災害に強いまち・村づくりを目指す地域として、国から「平取町バイオマス産業都市構想」が選定されています。

こうした背景から平取町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化、エネルギー使用機器の計画的更新、再生可能エネルギーの導入などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「平取町実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

2 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 5 年間を計画期間として、本計画の基準年度は、平成 25 年度（2013 年度）とします。

なお、今後の更新時には、5 年間を計画期間として、PDCA を実施のうえ改定します。

3 対象範囲

「平取町実行計画」の対象範囲は、以下に示す町役場の全事業拠点 86 施設の事務及び事業とします。

施設区分	主な対象施設名	件数
本庁舎等	役場庁舎、振内支所	2
コミュニティ	ふれあいセンターびらとり 振内町民センター 各地区の生活館/等	23
社会福祉	老人福祉寮 やすらぎ 生活支援ハウス きずな	2
社会教育	中央公民館 町民水泳プール 2件 カーリング場 二風谷アイヌ文化博物館 イオル文化交流センター アイヌ文化情報センター 平取町開拓財産展示施設	8
観光	振内総合案内施設 義経資料館 鉄道記念館 二風谷コタン ニセウエコランド とよぬか山荘	6
体育館	貫気別町民センター（貫気別支所分含む） 振内青少年会館 町民体育館	3
学校教育	平取小学校 平取中学校/他	15
衛生処理	公衆便所 5件 生活雑排水処理施設 18件	23
病院	平取国保病院	1
その他	職員独身寮 平取町斎場 振内単身者住宅	3
合 計		86

4 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

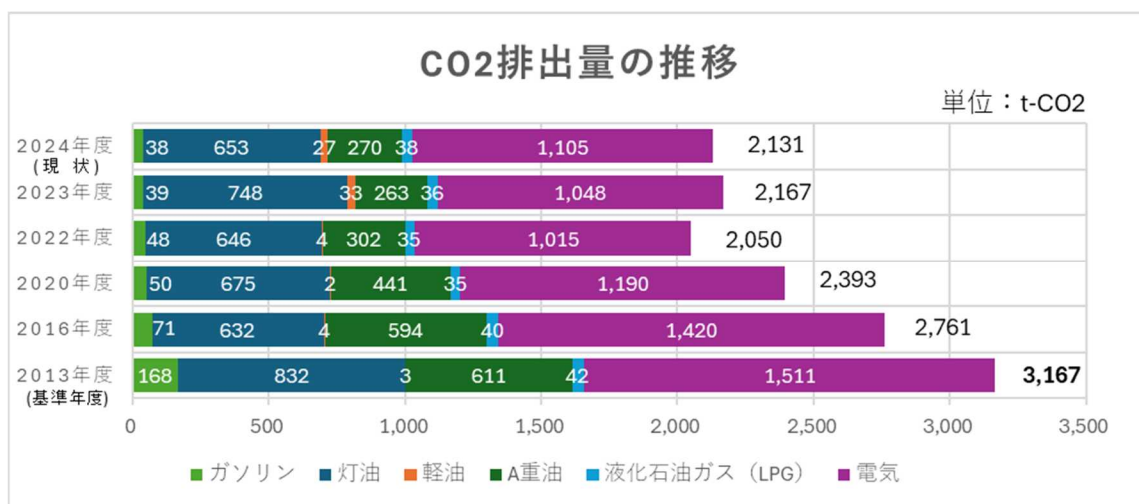
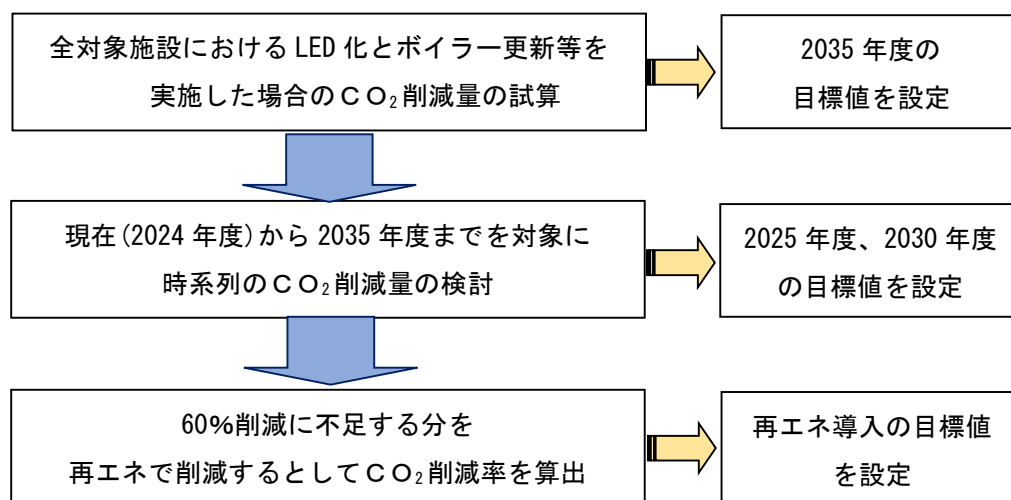
1 方針

削減目標は、短期 2025 年度、中期 2030 年度、長期 2035 年度の 3 期について設定します。目標値設定の方針は、第一に長期目標である 2035 年度の CO₂ 削減量の試算として、照明の LED 化とそれに伴う変圧器の更新、ボイラーの高効率化、小中学校への EMS の導入を対象施設に段階的に実施した場合を想定し、現状の 17% 減を目指します。

また、自動車の燃料であるガソリン及び軽油は、HV や EV への入れ替えを想定し、現状の 51% 減を目指します。

さらに A 重油・灯油・LPG については、運用面での改善を前提に、それぞれ現状より削減を目指すこととしました。

次に、以上の省エネ対策でどこまで削減できるかを算出し、2035 年度における削減目標率 60% に不足する分は、再生可能エネルギーで対応を図ることとしました。



2 目標

以上の方針から、短中長期（短期 2025 年度、中期 2030 年度、長期 2035 年度）におけるCO₂削減率及び排出量の目標値を設定しました。

2035 年度の省エネ対策による目標削減率は、40.0%となることから、再生可能エネルギーによる目標削減率は、20.0%としました。

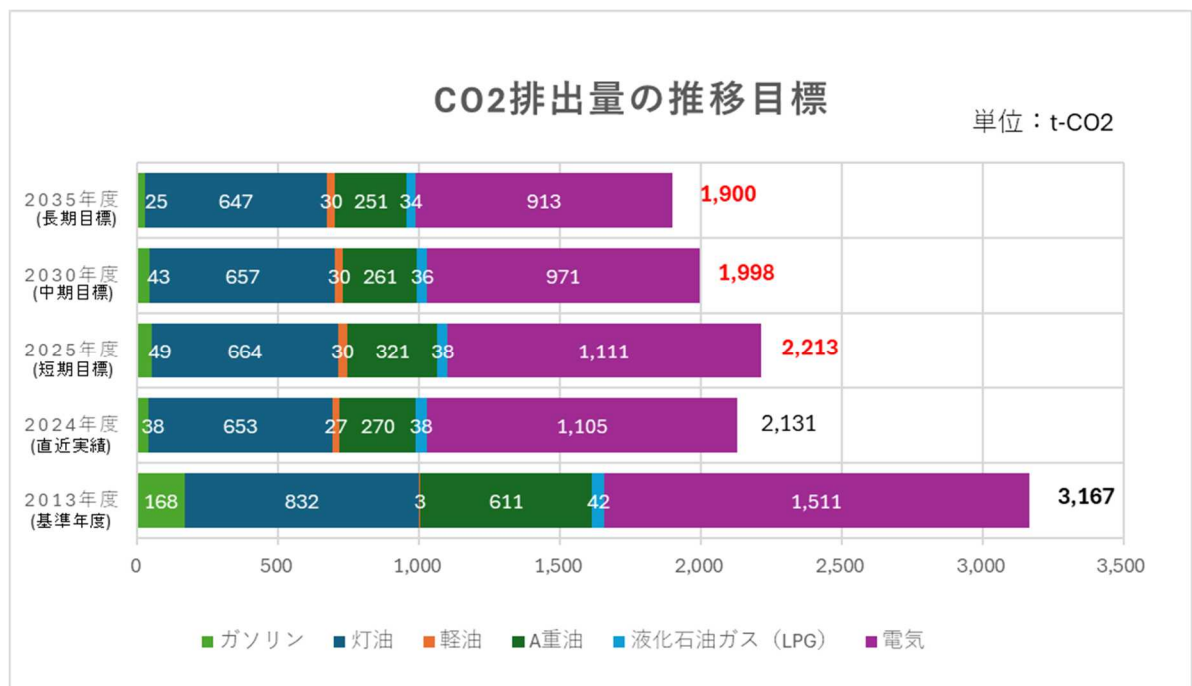
省エネ対策と再生可能エネルギーの導入により、平取町は、2035 年度までにCO₂排出量を60%削減します。

これまでのCO₂削減量と2035年度までの目標値（省エネ対策）

エネルギー種別	CO ₂ 排出量 (t)			CO ₂ 削減量 (t) の目標					
	2013年度	2016年度	2020年度	2025年度		2030年度		2035年度	
削減率or目標	基準年度	12.8%	24.4%	30.1%		36.9%		40.0%	
				対基準年度（2013年度）					
				削減率 (%)	削減量	削減率 (%)	削減量	削減率 (%)	削減量
ガソリン	168	71	50	70.2%	118	74.4%	125	85.1%	143
灯油	832	632	675	20.2%	168	21.0%	175	22.2%	185
軽油	3	4	2	1000.0%	▲27	1000.0%	▲27	1000.0%	▲27
A重油	611	594	441	47.5%	290	57.3%	350	58.9%	360
液化石油ガス (LPG)	42	40	35	9.5%	4	14.3%	6	19.0%	8
電気	1,511	1,420	1,190	26.5%	400	35.7%	540	39.6%	598
合計	3,167	2,761	2,393	30.1%	953	36.9%	1,169	40.0%	1,267

※軽油については、2023年度から町有バスの管理方法が民間委託から直営に変更されたことにより軽油の使用量が町使用量に加算されたため削減率、削減量共に増加しています。

そのため、CO₂排出量を新たに30 t/年に設定し各目標年度のCO₂削減目標を定めています。



3 排出状況

平取町地球温暖化対策実行計画(第2期)は、事業拠点 89 施設の事務及び事業を対象に計画の期間を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とし、長期目標の令和12年度(2030年度)に温室効果ガス排出量を基準年度から36.9%削減することを目標としました。

計画期間の実績は次のとおりで、令和6年度(2024年度)は基準年度と比較して32.7%の減少となりました。減少の要因としては、照明のLED化、変圧器の更新、EMSの導入、各電気事業者の排出係数減少や、各職員共通の取組等により減少したと考えられます。

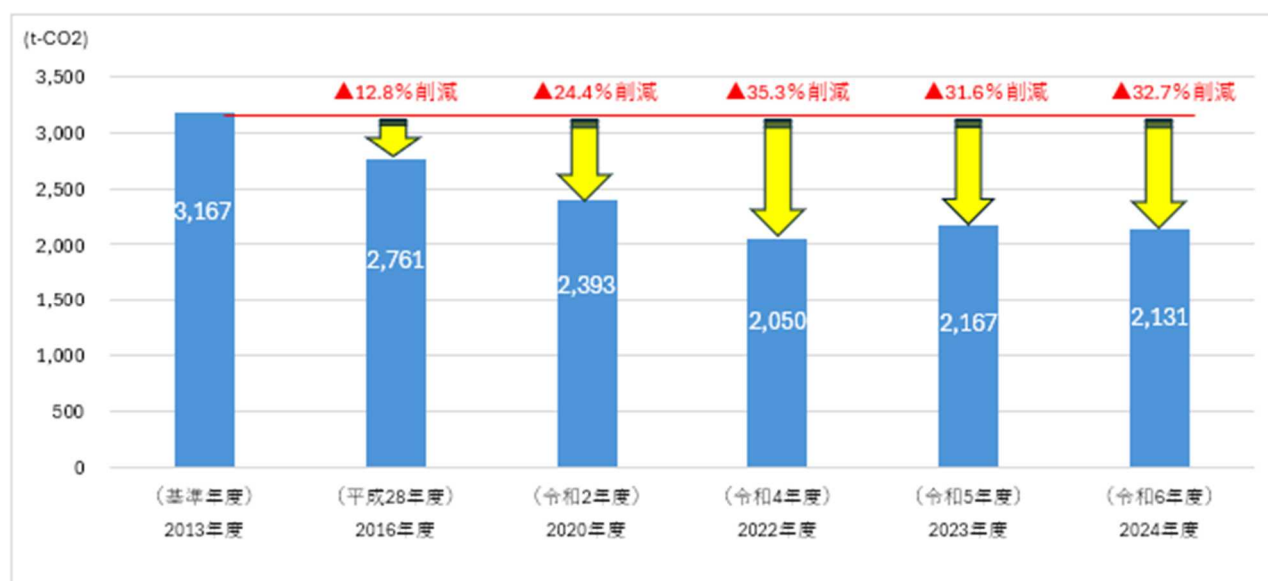
また、令和3年度より木質バイオマスセンターの稼働、令和4年度には公用車への電気自動車(EV)導入など、更なる温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施しています。

エネルギー別の内訳

単位：t-CO2

エネルギー種類	2013年度 (基準年度)	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	基準年度比	
							▲	(割合)
ガソリン	168	71	50	48	39	38	▲130	▲77.4%
灯油	832	632	675	646	748	653	▲179	▲21.5%
軽油	3	4	2	4	33	27	24	800.0%
A重油	611	594	441	302	263	270	▲341	▲55.8%
LPG	42	40	35	35	36	38	▲4	▲9.5%
電気	1,511	1,420	1,190	1,015	1,048	1,105	▲406	▲26.9%
合計	3,167	2,761	2,393	2,050	2,167	2,131	▲1,036	▲32.7%

排出係数 (t-CO2/kWh)	2013年度 (基準年度)	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和2年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
北海道電力(株)	0.000678	0.000637	0.000593	0.000549	0.000533	0.000532
SEウイングス(株)			0.000371	0.000262	0.000257	0.000433



第3章 取組内容

1 職員共通の取組

2030年度を目標とする中期計画は、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であることから、以下に示す取組を励行します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・ 利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進
その他	・ WEB会議の推奨

※上記空調に関する取組は、感染症対策による場合はこの限りではない。

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ グリーン購入の推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。

このため、庁舎・施設管理職員等は以下の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・ 冷却塔充てん剤の清掃
	・ 冷却水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	・ LED照明への更新
昇降機	・ インバータ制御システムの導入
	・ 人感センサーの導入
建物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入・施設の ZEB 化
公用車	・ EV・HV・PHEV・FCV の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマスの導入 ・ 太陽光の導入 ・ 小型水力の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

3 事務局の取組

平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

平取町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。

このため、平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、COOL CHOICE の啓発とともに職員意識の啓発を以下のとおり推進します。

<職員意識の啓発>

- ・職員ひとりひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、日常的な省エネ・節電の取組を実施するよう啓発。
- ・クールビズ・ウォームビズの啓発。
- ・事務局であるまちづくり課による全庁エネパトロールなど

② 職員に対する研修

事務局は、この実行計画の目標達成状況に応じて、必要な場合に職員に対して研修を行うものとします。

③ 活動実績のとりまとめと公表

平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を毎年度とりまとめ、町長に報告します。

また、平取町地球温暖化対策等推進本部事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

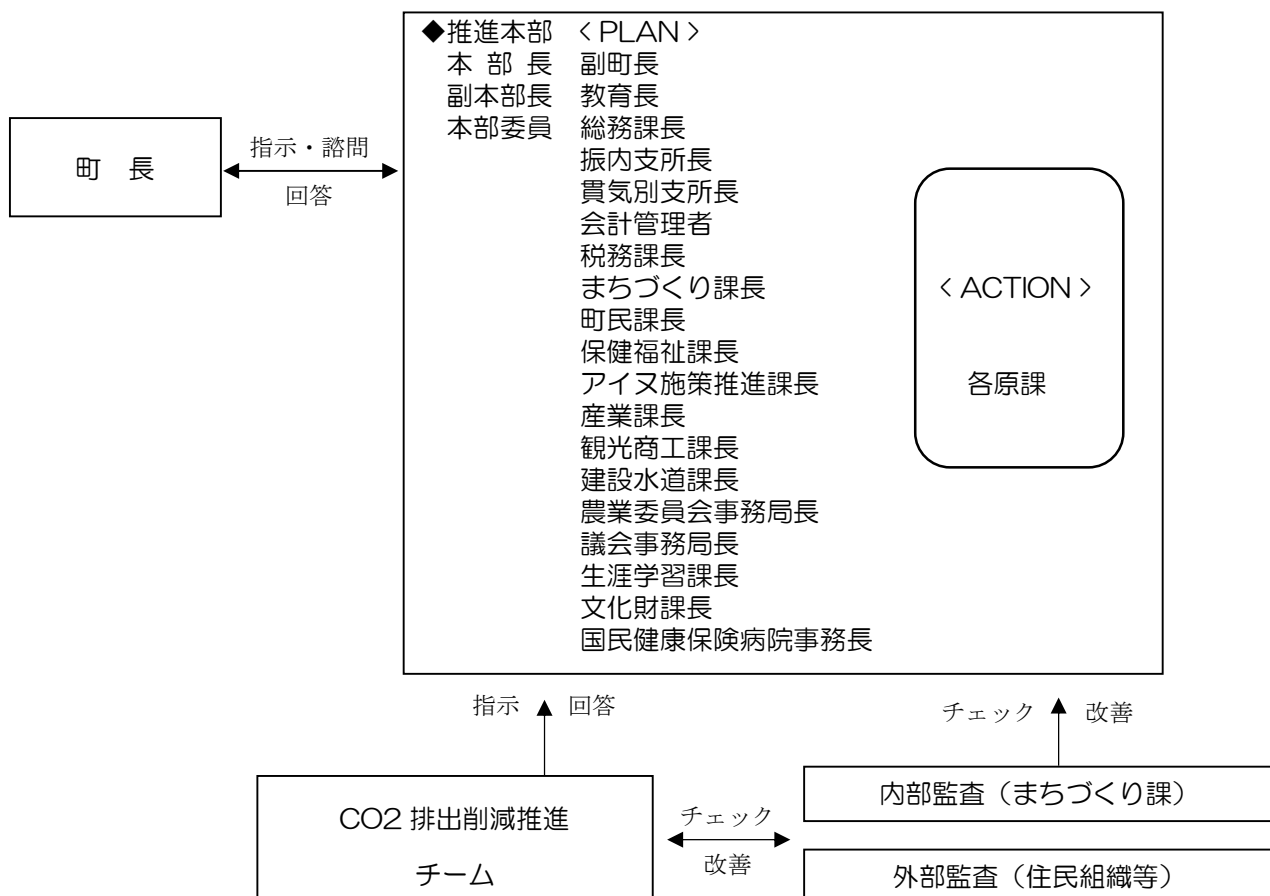
第4章 計画の進行管理

1 推進体制

「平取町実行計画」は、以下の体制で実施します。

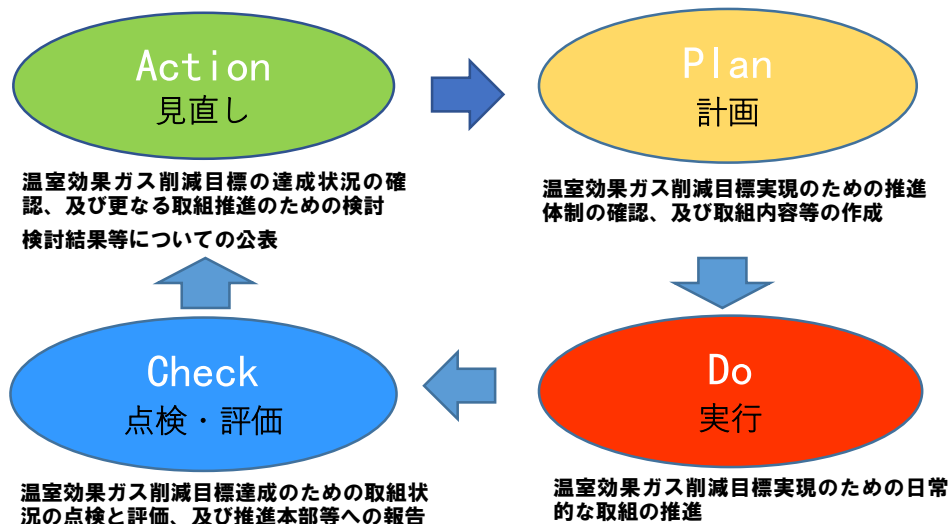
町長のトップマネジメントにより、主な対象施設ごとに定量的な削減目標を設定し、半期ごとにPDCAを実施するCO₂排出削減推進チームを立ち上げます。

また、内部監査体制の強化に加え、住民等の外部の監査も加え、2030年度における日本の目標等と比べ遜色ない温室効果ガス排出削減目標の達成を目指します。



2 進行管理の仕組み

「平取町実行計画」のPDCAによる進行管理の仕組みは、以下のとおりです。



第3期

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

平取町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和8年4月

発行：平取町まちづくり課ゼロカーボン推進係

〒055-0192

北海道沙流郡平取町本町28番地

電話 01457-2-2221（代表）

F A X 01457-2-2277

Eメール zero.carbon@town.biratori.lg.jp